

郡山市税条例の一部を改正する条例について

令和4年12月定例会
議案調査資料
税務部

1 改正要旨

- ・ 令和4年度税制改正 ⇒ 令和3年度末に適用期限を迎える固定資産税等負担軽減措置の期限延長（一部除く）
⇒ 地方拠点強化税制※の適用期限延長に伴う条例の所要改正

※ 地方拠点の強化・拡充のため、県の「地域再生計画」の認定を受けて本社機能施設の移転・拡充を行う事業者に対して3年間、固定資産税の課税免除・税率特例を適用する税負担軽減措置

2 改正内容

< 条例に定める地方拠点強化税制の特例措置（現行）と改正内容 >

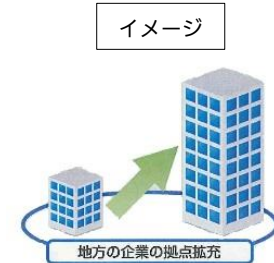
【移転型】

- ・ 本社機能の一部又は全部を
東京23区から地方に移転する場合
⇒ **移転施設の固定資産税を免除**
(3か年分)



【拡充型】

- ・ 地方事業者が本社機能を拡充する場合
⇒ **拡充施設の固定資産税の特例**
(3か年分) 通常⇒標準税率 1.4%
 - ・ 1年目：0.140%
 - ・ 2年目：0.467%
 - ・ 3年目：0.933%



- | | | | |
|------------------|------------------|---|------------------|
| ① 県計画の認定期間の延長 | 【現行】 令和4年3月31日まで | ➡ | 【改正】 令和6年3月31日まで |
| ② 設備等※の共用開始期間の延長 | 【現行】 2年 | ➡ | 【改正】 3年 |

※当該施設に係る家屋・構築物・敷地（土地）・償却資産

3 施行期日

公布の日（令和4年4月1日から適用）